

著作権について

ハングルネットでは、著作権法に従い、授業で使用する教材について以下を遵守するものとします。

- ・ 授業で使用する教材は、原則講師と生徒それぞれが販売されている教材を購入して使用すること。
- ・ やむなく市販教材の一部を画面上に表示または一部を写真に撮り生徒に送付する場合、以下のルールを守ること。
 - 画像を引用する際：参照：〇〇〇、(加えてリンクを貼っておく)
 - 文章を引用する際：〇〇〇より引用(〇〇〇の部分に雑誌名や著者名などの情報を示すこと)
 - 教材の一部を写真に撮って使用する際：〇〇〇より引用(〇〇〇の部分に雑誌名や著者名などの情報を示すこと)
 - 講師と生徒の2者間のみで使用する。 (第三者が閲覧できる場所(例えば SNS など)に公開しないこと)

著作権法

第四八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三二条(中略)の規定により著作物を複製する場合

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

例えば、書籍などの出版物に掲載されている著作物を引用する場合には、出版社や書籍・雑誌名、掲載版又は号、発行年、掲載ページの記載が求められることになります。

上記ルールを守らない場合、講師登録を解除させていただく場合がございます。また、講師個人に罰金などの罰則が課されることがあります。

